

実効性のあるオペリスク管理に向けて動き出す地方銀行

バーゼルII対応で、信用リスクに比べて対応の遅れが見られたオペリスクだが、銀行と当局の関心がオペリスクに集まり始めたこともあり、地方銀行において実効性のあるオペリスク管理を行うところが増えてきている。この動きは日本版SOX法対応の進捗と共にさらに広がるであろう。

改めて注目されるオペレーショナルリスク

2007年3月末から適用されるバーゼルII¹⁾では、自己資本比率の分母（リスクアセット）の算定方法が変更になる。変更点は2つあり、1つは信用リスクの計測が高度化されること、もう1つは新たにオペレーショナルリスク（以下、オペリスク）が追加されることである。バーゼルIIの最終案が公表された2004年当時は、国内銀行の不良債権比率が高かったことや、一般的に信用リスクの規模がオペリスクの約9倍²⁾の規模であることから、銀行と監督当局（金融庁、日銀）の関心は主に信用リスクに集まっていた。その結果として、現行バーゼル合意の規制対象である信用リスクに比べてオペリスクの測定手法は十分検討されなかった。しかし、最近では、不良債権比率の低減により信用リスクへの関心に落ち着きが見られる一方、オペリスクに関しては、預金着服等による行政処分の増加傾向（図表）や、昨年末からの日銀のオペリスク管理高度化の勉強会開催等に見られるよう、改めて銀行や当局から注目されつつある。

バーゼルIIの要求

バーゼルIIでは、オペリスクの計測手法として3つの方法（基礎的手法、標準的手法³⁾、先進的手法）を掲げている。銀行は、高度な手法を採用するほど自行に合致したリスクアセットを算出できる。基礎的手法は、銀行全体の粗利益の15%をリスク量とみなす方法である。標準的手法は、ビジネスライン毎の粗利益にそれぞれ異なる割合を乗じて合算したものをリスク量とみなす手法である。先進的手法は、自行の内部データ等から損失分布を作成し、確率的に予想される損失額をリスク量とする手法である。標準的手法または先進的手法を選択する場合、金融庁に自行のオペリスク管理プロセスの有効性を示し、承認を得ることが求められる。具体的な承認基準は、「オペリスクを特定し、評価⁴⁾し、把握し、管理し、かつ、削減するための方策が策定されていること」と「オペリスクを評価するための体制が、管理体制と密接に関連していること」であり、実効性のあるオペリスク管理プロセスが確認されなければ承認されない。一方、基礎的手法を選択する場合は、算出方法が簡便な上、金融庁の承認は必要ないため、オペリスク管理が形式的に留まりがちである。

リスク管理の高度化を迫る当局

昨年頃より当局は、バーゼルIIとは別に毎年公表している検査方針において、実質的なリス

Writer's Profile

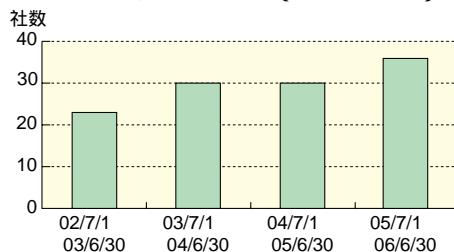


渡邊 美恵子
Mieko Watanabe

金融ITイノベーション研究部
主任研究員

専門はデータ管理、業務分析
focus@nri.co.jp

図表 金融庁の行政処分（オペリスク分）



(注) 対象は預金取扱金融機関
(出所) 金融庁公表データより野村総合研究所作成

ク管理への移行を金融機関に促している。例えば、金融庁は、今年度の検査重点事項として「リスク管理の高度化についての検証」を明記しており、日銀は、昨年度と今年度の考査の視点に「リスク管理の高度化を進めていけるように支援」を掲げている。「リスク管理の高度化」とは、オペリスク管理の場合、基礎的手法に留まることなく標準的手法へ、さらに先進的手法への移行を目指すことを指しており、より実効性のあるオペリスク管理を行うことを指導しているものと思われる。実際、今年度の金融庁検査では、オペリスク管理プロセス等に関する質問や指摘が多いとの声もある。

実効的なオペリスク管理に向かう地方銀行

銀行は、効果的なオペリスク管理の実現に向けて施策を打つ必要に迫られている。その施策の1つとして挙げられるのが、RCSA（リスク・アンド・コントロール・セルフ・アセスメント）である。RCSAは、内部統制を実現するための手段であるが、パーゼルIIのオペリスク管理は内部統制の考え方を土台として発展してきた⁵⁾ため、オペリスク管理においても有効な方策と考えられる。ただ、その方法が、社員へのアンケートやミーティングによってリスクの所在とリスクコントロールの有効性を調査、検証、評価するものであるため、客観性に欠け形式的な域を出ないという指摘もある。しかし、定量的に表し難いリスクを把握、評価するための手法としては有効と考えられ、RCSAの実施は、実効性のあるオペリスク管理を行う準備が進められていることの現れと捉えることができる。

実際に動きを見てみると、ここ1年、RCSAを導入する地銀が増えている。

FISCの2005年6月末時点の調査⁶⁾によれば、オペリスクの計測手法に関して、都銀等は、先進的手法を選択すると同時にRCSAを導入しているところが8割と高かった。一方、地銀は、2割⁷⁾が標準的手法を選択する準備を進

めていたもののRCSAを導入していたのは、わずか6%の3行にすぎなかった。ところが、金融庁の2006年3月末時点の調査⁸⁾では、RCSAを導入している地銀は10行にまで増えている。両調査では、有効回答数が若干異なる⁹⁾ため、単純比較はできないが、RCSAを導入する地銀は増えてきていることを裏付けていると思われる。有識者の中には「RCSAを導入している地銀が20数行に及び、これらの地銀は先進的手法も視野に入れて準備を進めている」という声もあり、実際には内部的に、より多くの地銀でRCSAが導入され、実質的なオペリスク管理を行う準備が進められていると考えられる。

さらに、金融商品取引法も効果的なオペリスク管理への取組みを加速させるとされる。

2006年6月に成立した「金融商品取引法」の一部には、財務報告に係る内部統制の強化が盛り込まれており、日本版SOX法とも呼ばれている。同法が施行されると、財務報告に係る業務について、業務フローの明確化、リスクの把握、コントロール活動の文書化等を実施し、経営者による評価と公認会計士の監査が必要となる。先に述べたとおり、RCSAは内部統制の実現手段として有効と考えられていることから、多くの銀行は、日本版SOX法対応としてRCSAの検討を行っている。日本版SOX法とオペリスク管理では、対象となる業務も分析すべき深さも異なるため、現在のところRCSAの検討は日本版SOX法の範囲に留まり、オペリスク管理とは独立して準備が進められている。今後、日本版SOX法対応のためにRCSAを実施する銀行が増えてくれば、オペリスク管理でもRCSAを活用しようとする動きは広がるものと思われる。

このように、日本版SOX法対応の進捗と共に、オペリスク管理に関して消極的な地銀においても、単なるリスクアセットの算出に留まらず、より実効性のあるオペリスク管理を行うところが増えていくものと思われる。■

NOTE

- 1) パーゼルIIの適用は、リスク測定手法によって異なる。オペリスクの場合、基礎的手法と標準的手法は2007年3月末から、先進的手法は2008年3月末から適用される。
- 2) パーゼルIIが検討されている段階のワーキングペーパーによれば、信用リスク：オペリスク=約9：1。
- 3) 金融庁は「粗利益配分方法」と呼んでいる。
- 4) 標準的手法の承認基準では「評価」であるが、先進的手法の承認基準では「計測」である。
- 5) パーゼル委員会2003年2月「オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウインド・プラクティス」より。内部統制とは、アメリカのCOSO（米国トレッドウェイ委員会組織委員会）の報告書に記載されている概念のことであり「内部統制は、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連する法規の遵守の3つの目的の達成に関して、合理的な保証を提供するために設計された、会社の取締役会、経営者及びその他の従業員によって影響を受けるプロセス」のこと。
- 6) （財）金融情報システムセンター実施のアンケート調査2005年6月30日時点。
- 7) 残り8割の内訳は、7割が基礎的手法、1割が未定。
- 8) 地方銀行は、金融庁の「地域密着型金融推進計画」の進捗状況（2006年3月末時点）をWEBで公表している。その公表内容を野村総合研究所で集計した。
- 9) 2005年6月末時点の調査では有効回答数が48。2006年3月末時点の調査では64である。